

(第 1 回 、 最 終) 契 約 変 更 の 内 容

契 約 変 更 年 月 日	令和8年3月12日
契 約 業 者 名	(株) 建設技術研究所 東京本社
契 約 業 者 の 住 所	東京都中央区日本橋浜町三丁目 2 1 番 1 号
業 務 の 名 称	R 6 久慈川緊急治水対策築堤等修正設計 (その 1) 業務
業 務 場 所	茨城県常陸太田市堅磐町地先外
業 種 区 分	土木設計コンサルタント業務
業 務 概 要	1. 護岸詳細設計 2. 樋管設計 3. 築堤等修正設計 4. 履行期間の延長
履 行 期 間 (自)	令和7年5月17日
履 行 期 間 (至)	令和8年3月31日
変 更 前 の 契 約 金 額	26, 785, 000円 (税込)
変 更 金 額	+22, 770, 000円 (税込)
変 更 後 の 契 約 金 額	49, 555, 000円 (税込)
変 更 理 由	<p>1. 護岸詳細設計 (堅磐地区) 当初発注時想定していた堅磐地区における護岸の修正設計について、用地買収等対外調整において修正方針が変更されたため、削除するものとする。</p> <p>2. 樋管設計 (小貫北地区) 当初発注時想定していた小貫北地区における樋管設計 (排水工修正設計) について、対外調整の結果、修正の必要性が無くなったため、削除するものとする。</p> <p>3. 築堤等修正設計 (堅磐地区 (側方変位対策)) 当該地区において追加された地質調査の結果から、近接家屋への影響対策について詳細な解析を行い対策工の検討を実施する必要性が生じたため追加する。 (上大賀地区 (暫定対策設計)) 当該地区における用地買収等対外調整の結果、用地買収難航地権者との調整において、計画堤防の一部を暫定対策として計画した場合の周辺環境に対する検討を行う必要性が生じたため、検討に必要な基礎資料の収集を追加する。 (上大賀地区 (用排水路調節ゲート設計)) 当該地区に係る地元関係者との調整の結果、用排水路に調節ゲートを設計する必要性が生じたため追加する。 (上大賀地区 (警報施設移設設計)) 当該地区の堤防整備に伴い支障となる警報施設の移設設計が必要となったため追加する。 (小貫北地区 (樋管修正設計)) 当該地区の樋管について管理者と調整した結果、階段工や堤脚水路の附帯施設について修正設計を行う必要性が生じたため追加する。 (高渡地区 (水道管乗越し設計)) 当該地区の堤防整備に伴い、堤防整備箇所の新設水道管を堤防上部に乗り越し設計する必要性が生じたため設計を追加する。 (下津原地区 (築堤修正設計)) 当該地区の難航買収用地を配慮した築堤の修正設計を実施する必要性が生じたため追加する。築堤修正設計に伴い、関連する樋管関連施設の修正設計や鉄道盛土へ影響対策も追加する。 (松栄町地区 (堤脚水路仮設横断構造設計)) 当該地区の工事施工に伴い、既存水路を工事用道路として横断するため、仮設横断施設の設計を実施する必要性が生じたため追加する。</p> <p>4. 履行期間の延長 本業務の履行に際し、上記の変更により履行期間を延伸する必要性が生じたため、履行期間を令和8年3月31日まで延長する。</p>